平成２１年（フ）第２５１７号
名古屋市名東区勢子坊４丁目506番地の２
債務者　山田未穂・丁未穂こと　丁　　好子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６８４号
名古屋市港区遠若町１丁目76番地の139
債務者　柳本　有里（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０７号
愛知県豊田市市木町５丁目３番地１　エクセレンス103号
債務者　後藤　　誠
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
三重県伊賀市希望ヶ丘西１丁目４番21号
債務者　柴田　正範
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第５８号
滋賀県湖南市菩提寺330番地239ランドハイツ202、前住所滋賀県湖南市菩提寺2150番地24
債務者　中村　　充
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９１号
大津市南郷５丁目26番17号
債務者　山田　　勲
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９２号
大津市南郷５丁目26番17号
債務者　山田　啓子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１００号
滋賀県守山市下之郷１丁目13番15―203号
債務者　中野　秀治
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７３号
滋賀県東近江市種町250番地12
債務者　金山　正石
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第８２号
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川288番地３　雇用促進住宅１棟507号、前住所滋賀県長浜市法楽寺町27番地80
債務者　西川　裕次
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１７４号
兵庫県加古郡稲美町加古503番地の18
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３２７号
広島市東区温品１丁目４番24―201号
債務者　石田安紀子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９９号
広島市西区南観音５丁目10番29号
債務者　伊藤　博行
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０２号
広島市安佐北区三入６丁目27番10号
債務者　佐々木雅代
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０７号
広島市西区井口台３丁目35番３―101号
債務者　光田　雄司
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３７号
広島市西区己斐西町28番３―104号
債務者　掛　絵莉子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４５４号
広島市安芸区中野５丁目29番１－２―409号
債務者　佐藤　豊文
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３９号
愛媛県松山市安城寺町350番地１　ドゥエル安城寺803号
債務者　新矢　幹司
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
松山地方裁判所